

熊本県公報

第 1 1 5 2 4 号
平成 19 年 3 月 12 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(健康危機管理課) 1
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○ " "	(") 4
○道路の供用開始	(") 4
○ " "	(") 4
公 告	
○道路の位置指定	(建 築 課) 5
○ " "	(") 5
○企画コンペ方式による業務委託の実施	(企 画 課) 5
○争議予告	(労働雇用総室) 6
登 載 依 頼	
○熊本県産業教育審議会(第1回)の開催	(高校教育課) 6
○熊本県しごといきいき応援会議の開催	(労働雇用総室) 7
○熊本県人権センター事業検討委員会の開催	(人権センター) 7
○熊本県警察本部庁舎清掃業務委託の一般競争入札	(警察本部会計課) 8
○運転免許センターエレベーター等保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部運転免許課) 10
○運転免許センター庁舎設備保全業務委託に係る一般競争入札の実施	(") 12
○運転免許センター特定建築物維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施	(") 14
○熊本県警察情報管理システム汎用系端末装置及び関連機器の保守委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部情報管理課) 16
○熊本県警察サイバーパトロールシステム熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託契約に係る一般競争入札の実施	(") 19
○第 34 回熊本県環境審議会の開催	(環境政策課) 21
○平成 18 年度第 3 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会の開催	(健康福祉政策課) 21
○通送業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部広報県民課) 22

規 則

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 3 号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則

則（平成 16 年熊本県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4）前 3 号に掲げる場合を除き、塩素系薬剤以外のもので消毒することについて、併せて適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認める場合

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 212 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
やすらぎの里 球磨郡錦町大字西鳥越 141 番地	株式会社いわしや窪田	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 213 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
荒尾脳神経外科医院 荒尾市川登 1921 番地	医療法人 博美会 荒尾市川登 1921 番地	平成 19 年 3 月 1 日
コジマ薬局 上天草市松島町阿村 5072 番 14	有限会社 コジマ薬局 上天草市松島町阿村 5072 番 14	平成 19 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション回生会 上益城郡嘉島町鯨 1880	医療法人 回生会 上益城郡嘉島町鯨 1880	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 214 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
和楽荘デイサービス南関の里 玉名郡南関町大字久重字坂本 3424 番地 3	社会福祉法人三加和福祉会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 215 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
和楽荘デイサービス南関の里 玉名郡南関町大字久重字坂本 3424 番地 3	社会福祉法人三加和福祉会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 216 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイケアセンターしみず 熊本市清水亀井町 1 番 26 号	医療法人社団起幸会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 217 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイケアセンターしみず 熊本市清水亀井町 1 番 26 号	医療法人社団起幸会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 218 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
フードパルデイサービスセンター天草 熊本市貢町 709 番地 7	社会福祉法人鶴亀会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 219 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
フードパルデイサービスセンター天草 熊本市貢町 709 番地 7	社会福祉法人鶴亀会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 220 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般	266 号	天草市亀場町大字食場字下友尻 984 番 3 地先から	前 後	9.0 ～ 32.5	249.8	交安 1 種

国道		同町大字亀川字牛房畑	後	12.4 ～ 32.5	249.8	
		1532 番 1 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 12 日

熊本県告示第 221 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266 号	下益城郡城南町大字東阿高字無田 4 番 2 地先から 同町大字隈庄字安幕 806 番 4 地先まで	前	12.9 ～ 30.0	1,076.0	やさ道高 齢者
			後	12.9 ～ 37.2	1,076.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 12 日

熊本県告示第 222 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡多良木町大字多良木 1622 番 1 地先から 同所 1681 番 1 地先まで	320.0	交差点改良

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 12 日

熊本県告示第 223 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名市大字小浜字東新開 220 番地先から 同市大字小浜字東割 1169 番地先まで	1,773.0	河川改修 に伴う県道改築

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 12 日

公 告

熊本県公告第 216 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 上益城郡甲佐町大字白旗 2193 番地
- 2 築造者の氏名 小山田了介
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字金堀 1882 番 5 及び同 1883 番 6
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 27.98 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 26 日
- 7 指定番号 上益城景建第 38 号

熊本県公告第 217 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字木留 115 番地 3
- 2 築造者の氏名 中川正志
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字上古閑字東受 76 番 6 及び同 77 番 2
- 4 道路の幅員 5.00 メートルから 6.02 メートルまで
- 5 道路の延長 32.52 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 28 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 52 号

熊本県公告第 218 号

企画コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
平成 19 年度 UD・ユビキタス展示施設管理運營業務委託事業
 - (2) 業務内容
 - ア UD 製品体験展示施設「UD ふれあいひとば」に関すること。
 - (ア) 展示内容の企画、説明案内及び管理運営
 - (イ) ユニバーサルデザインに関する相談、情報収集
 - (ウ) ユニバーサルデザイン製品評価の実施
 - (エ) ユニバーサルデザインに関する研修等の実施
 - (オ) 市町村のイベント等に対する UD 展示キットの貸出
 - イ ユビキタス体験展示施設に関すること。
 - (ア) 展示内容の説明案内及び管理運営
 - (イ) ユビキタス及びくまもと安心移動ナビ・プロジェクトに関する問い合わせへの対応、情報収集
- 2 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
- 3 職員配置に関する条件
くまもと県民交流館の開館日の午前 10 時から午後 6 時まで、常時 1 名以上の職員を配置すること。
- 4 企画コンペの応募資格
特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、不特定かつ多数のもの
の利益のために活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）で次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) ユニバーサルデザイン及びユビキタスの考えを理解し、その普及及び実践に熱心に取り組むこと。
 - (2) 上記 3 の職員配置ができる組織体制を有していること（又はその見込みがあること）。
 - (3) 熊本県内に主たる事務所を有していること。
 - (4) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。

- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- (7) 団体の役員全員が、成年被後見人及び被保佐人等、特定非営利活動促進法第 20 条の規定に該当しない者であること。
- 5 募集期間
平成 19 年 3 月 2 日（金）から 3 月 19 日（月）まで
- 6 その他
詳細については、別途提示する実施要項及び仕様書による。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室
(096-333-2015)

熊本県公告第 219 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 19 年 3 月 2 日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
- (1) 生活改善をはかる賃上げと雇用確保 「賃下げ・査定昇給」、成果主義賃金導入反対 医療産別最低賃金の制度化 [病院の看護師・准看護師]
- (2) 医師・看護師をはじめとする医療労働者の大幅増員 労働条件改善、「合理化」・業務委託反対 働くルールの確立
- (3) 医療改悪の中止・撤回 医療・介護・社会保障の拡充、安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小再編成「合理化」反対 存続拡充と雇用の確保
- (5) 200 万人以上看護体制を保障する「看護職員受給見通し」の抜本の見直し 2 年課程通信制の受講の保障、支援措置確立
- (6) 憲法改悪・国民投票法阻止 改悪教育基本法の具体化反対 核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護 消費税など庶民大増税反対
- 2 争議行為の日時
平成 19 年 3 月 15 日より目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
- | | |
|--------------|------------------------------|
| 特定医療法人芳和会 | くわみず病院（熊本市神水一丁目 14-41） |
| 特定医療法人芳和会 | 本部事務所（熊本市神水一丁目 14-41） |
| 特定医療法人芳和会 | 熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目 14-41） |
| 特定医療法人芳和会 | ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目 20-12） |
| 特定医療法人芳和会 | 平和クリニック（熊本市本荘二丁目 15-18） |
| 特定医療法人芳和会 | 楠クリニック（熊本市龍田五丁目 1-41） |
| 特定医療法人芳和会 | 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587） |
| 特定医療法人芳和会 | 菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587） |
| 特定医療法人芳和会 | 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目 2-12） |
| 特定医療法人芳和会 | 水俣協立理学クリニック（水俣市桜井町二丁目 2-11） |
| 特定医療法人芳和会 | 八代中央クリニック（八代市永碓町 1361） |
| 特定医療法人芳和会 | 天草ふれあいクリニック（天草市本渡町本戸馬場 2984） |
| 有限会社健康共同ファルマ | ひまわり薬局（熊本市神水一丁目 21-16） |
| 有限会社健康共同ファルマ | コスモス薬局（熊本市龍田五丁目 1-45） |
| 有限会社健康共同ファルマ | さくら薬局（水俣市桜井町二丁目 2-14） |
| 有限会社健康共同ファルマ | たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587） |
| 特定医療法人ピネル会 | ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目 8-33） |
- 4 争議行為の種類
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

登載依頼

熊本県産業教育審議会公告第 1 号

平成 18 年度熊本県産業教育審議会（第 1 回）を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 19 日（月）
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
水前寺共済会館
熊本市水前寺 1-33-18 （電話 096・383・1281）
- 3 議題
(1) 正・副会長選出について
(2) 会議の公開について
(3) 議事
ア 諮問内容及び資料の説明
イ 協議
「専門高校における職業人としての自覚と誇りを持つ教育の推進について
－勤労の尊さを考える－」
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議の傍聴の受付は、午後 1 時から午後 1 時 20 分まで会場入口において行い、事務局長（熊本県教育庁高校教育課長）が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
(2) 受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係）
（電話 096・333・2684）

熊本県しごといきいき応援会議公告第 1 号

熊本県しごといきいき応援会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県しごといきいき応援会議座長
熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 16 日（金） 午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28 番 51 号
熊本テルサ 「たい樹」
- 3 テーマ
団塊世代をはじめとする高年齢者の就労支援について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県しごといきいき応援会議事務局
（熊本県商工観光労働部労働雇用総室労働企画班）
（電話 096-333-2338（直通））

熊本県人権センター事業検討委員会公告第 1 号

熊本県人権センター事業検討委員会を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県人権センター事業検討委員会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 27 日（火）
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 2 階「多目的 AV 会議室」
- 3 議題
(1) 平成 18 年度事業実績について
(2) 平成 19 年度事業計画について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県人権センター事業検討委員会事務局（熊本県環境生活部人権センター）

（電話 096-333-2299）

熊会公告第 125 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 19 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、平成 19 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に關する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目建物清掃に登録された者で、かつ、その格付けが「A」と決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去 2 年間にいずれの年も 1 年間を通じた日常清掃業務契約の建物の延べ床面積が 3 万平方メートル以上の実績がある者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、

競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管理係
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 2263
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 3 月 26 日（月）午前 10 時から
イ 場所 熊本県警察本部 201 会議室（警察棟 2 階）
 - (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所へ平成 19 年 3 月 23 日（金）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (2) 入札保証金の免除
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 無効の入札
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - (9) 二以上の意思表示をした入札
 - (10) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 10 契約保証金に関する事項
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 11 その他
- (1) 最低制限価格
有
- (2) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から 4 日以内とする。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 102 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センターエレベーター等保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センターエレベーター等保守点検業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「エレベーター保守」に登録され、その格付け区分が「A」又は「B」に決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去 2 年の間にエレベーター及びエスカレーター（株式会社日立製作所製）の保守点検の実績を有する者で、かつ、エレベーターを 24 時間常に遠方監視及び遠隔診断ができる者
- (3) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 12 日 (月) から平成 19 年 3 月 16 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 12 日 (月) から平成 19 年 3 月 20 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係 (熊本県運転免許センター 2 階)
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 3 月 12 日 (月) から平成 19 年 3 月 20 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 3 月 23 日 (金) 午前 10 時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
熊本県警察本部運転免許課 会議室 (熊本県運転免許センター)
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日 (木) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札

- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 8 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 103 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター庁舎設備保全業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター庁舎設備保全業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「設備機器運転監視」に登録され、その格付区分が「A」又は「B」に決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去 2 年の間に延べ床面積が 12,000 平方メートル以上の施設の常駐及び遠方管理をした実績を有する者
- (3) 履行場所に設置してある監視制御装置 SAVIC-NET20EV（山武ビルシステム株式会社製）と接続して遠方管理できる装置を有している者であり、かつ、24 時間常に管理（監視、操作、設定変更等）ができる者
- (4) 過去 2 年の間にいずれも受電電圧 6600 ボルト以上、契約電力 600 キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務の実績がある者
- (5) 第 3 種電気主任技術者で、実務経験 5 年以上、かつ、前記（4）保全業務経験 3

- 年以上の者を常駐させることができる者
- (6) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (9) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 20 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札の間に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 20 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 3 月 23 日（金）午前 11 時から
- イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター）
- (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日（木）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 8 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 104 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター特定建築物維持管理業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター特定建築物維持管理業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

- び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「庁舎衛生管理」の資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去2年の間に建物の延床面積で12,000平方メートル以上の施設の維持管理の業務に関する実績がある者
- (3) 熊本県内に本社及び支店（営業所及び出張所を含む）を有している者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年3月12日（月）から平成19年3月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年3月12日（月）から平成19年3月20日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター2階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年3月12日（月）から平成19年3月20日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年3月23日（金）午後2時から
イ 場所

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655

熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター）

(4) 入札書の提出方法

6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日 (木) 午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 8 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。

（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第 365 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県警察情報管理システム汎用系端末装置及び関連機器の保守委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県警察情報管理システム汎用系端末装置及び関連機器の保守委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 直近の事業年度において OA 機器類の保守契約台数又は障害対応台数について 100 台以上の実績を有する者であること。
 - (7) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 5 時 30 分までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出入納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎 4 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 19 年 3 月 23 日（金）午前 10 時から

- イ 場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県警察本部庁舎 10 階 多目的ホール C
- (4) 入札書の提出方法
 (3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4
 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日(木)午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送
 (書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額
 を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又
 はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共
 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわた
 って締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した
 とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない
 と認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
 札
- エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入
 札
- ケ 二以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行
 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申
 込めをしたものを落札者とする。
 ただし、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項の規定
 に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った
 価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者と
 はならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
 無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
 要
- イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 8 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 5 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の
 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当
 するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被
 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を
 提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と
 この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって
 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき
 (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第 366 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

熊本県警察サイバーパトロールシステム、熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県警察サイバーパトロールシステム、熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目機器保守（OA 機器保守）に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 直近の事業年度において OA 機器類の保守契約台数又は障害対応台数について 500 台以上の実績を有する者であること。

(7) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6350

ダイヤルイン 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係（熊本県警察本部庁舎 4 階）

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-381-2048

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

- 平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 19 日（月）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 3 月 23 日（金）午後 2 時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 10 階 多目的ホール C
- (4) 入札書の提出方法
(3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日（木）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と

- この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県環境審議会公告第 4 号

第 34 回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県環境審議会会長 篠原 亮太

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 20 日（火）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目 33 番 18 号
水前寺共済会館「芙蓉」
- 3 会議内容
 - (1) 報告
 - ① 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直しについて
 - ② 平成 19 年熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 - (2) 意見聴取
第 16 回「くまもと環境賞」受賞候補者の選考について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
会議内容(2)意見聴取『第 16 回「くまもと環境賞」受賞候補者の選考について』は、同賞受賞候補者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第 7 条第 2 号に基づき公開しないこととするので、意見聴取の際、報道関係及び傍聴者には退席いただく。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096-333-2266）

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会公告第 1 号

平成 18 年度第 3 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 12 日

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会委員長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 15 日（木）
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 児童館版評価基準の策定について
 - (2) 事業推進のための受審促進策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
（熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉企画班）
（電話 096-333-2201）

熊 本 県 公 告 第 50 号

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

平 成 19 年 3 月 12 日

熊 本 県 警 察 本 部 長 横 内 泉

1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 委 託 業 務 の 名 称

通 送 業 務 委 託

(2) 委 託 業 務 の 内 容

通 送 業 務 仕 様 書 の と お り

(3) 委 託 期 間

平 成 19 年 4 月 2 日 か ら 平 成 20 年 3 月 31 日 ま で

(4) 入 札 方 法

ア 入 札 金 額 は、通 送 業 務 委 託 に 要 す る 費 用 と す る。

イ 落 札 者 決 定 に 当 た っ て は、入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 5 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て る も の と す る。) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で、入 札 者 は、消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず、見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 105 分 の 100 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と。

ウ 通 送 業 務 に 係 る 入 札 説 明 書 及 び 通 送 業 務 仕 様 書 に 特 段 の 定 め が な い 事 項 に つ い て は、熊 本 県 競 争 契 約 入 札 心 得 (昭 和 39 年 熊 本 県 告 示 第 420 号) の 規 定 を 準 用 す る。

エ 入 札 書 は、入 札 説 明 書 に 示 す 様 式 に よ り 作 成 す る こ と。

オ 入 札 回 数 は、2 回 を 限 度 と す る。

2 入 札 に 参 加 で き る 者

次 に 掲 げ る 条 件 を す べ て 満 た す 者 で あ る こ と。

(1) 物 品 購 入 契 約 等 及 び 業 務 委 託 契 約 に 係 る 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 等 に 関 す る 要 綱 (平 成 18 年 熊 本 県 告 示 第 521 号) に よ る 審 査 の う え、有 資 格 者 と し て 営 業 種 目 が 「運 送 業 務」に 登 録 さ れ た 者 で あ る こ と。

(2) 会 社 更 生 法 (平 成 14 年 法 律 第 154 号) に 基 づ く 更 生 手 続 開 始 の 申 立 て を 行 っ た 者 又 は 申 立 て を な さ れ た 者 に あ っ て は、当 該 申 立 て に 係 る 更 生 計 画 認 可 決 定 を 受 け て い る こ と。

(3) 民 事 再 生 法 (平 成 11 年 法 律 第 225 号) に 基 づ く 再 生 手 続 開 始 の 申 立 て を 行 っ た 者 又 は 申 立 て を な さ れ た 者 に あ っ て は、当 該 申 立 て に 係 る 再 生 計 画 認 可 決 定 を 受 け て い る こ と。

(4) 5 の (3) の 時 点 に お い て、熊 本 県 物 品 購 入 等 及 び 業 務 委 託 等 契 約 に 係 る 指 名 停 止 等 の 措 置 要 領 (平 成 14 年 熊 本 県 告 示 第 811 号) に よ る 指 名 停 止 期 間 中 で な い こ と。

3 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出

本 競 争 入 札 に 参 加 を 希 望 す る 者 は、次 に よ り 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 を 提 出 し、競 争 入 札 参 加 資 格 の 有 無 に つ い て 確 認 を 受 け な け れ ば な ら ない。

(1) 提 出 期 間

平 成 19 年 3 月 12 日 (月) か ら 平 成 19 年 3 月 20 日 (火) ま で の 日 (県 の 休 日 を 除 く。) の 午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で と す る。

(2) 提 出 場 所

4 に 記 載 の と お り

(3) 提 出 方 法

4 に 記 載 の 場 所 へ 持 参 又 は 郵 送 (書 留 郵 便 に 限 る。) に よ り 提 出 す る こ と。

(4) 入 札 参 加 資 格 確 認 結 果 の 通 知

入 札 参 加 資 格 確 認 の 結 果 は、資 格 確 認 結 果 通 知 書 に よ り 通 知 す る。

4 契 約 条 項 を 示 す 場 所

熊 本 県 警 察 本 部 警 務 部 広 報 県 民 課 文 書 係

郵 便 番 号 862-8610 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号

電 話 番 号 096-381-0110 内 線 2196

5 入 札 手 続 等

(1) 入 札 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 部 局 の 名 称

4 に 記 載 の と お り

(2) 入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 の 交 付 期 間 及 び 場 所

ア 交 付 期 間

平 成 19 年 3 月 12 日 (月) か ら 平 成 19 年 3 月 20 日 (火) ま で の 日 (県 の 休 日 を 除 く。) の 午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で と す る。

イ 交 付 場 所

4 に 記 載 の と お り

(3) 入 札 及 び 開 札 の 日 時 及 び 場 所

ア 日 時

平 成 19 年 3 月 23 日 (金) 午 前 10 時 か ら

イ 場 所

熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号

熊 本 県 警 察 本 部 庁 舎 3 階 情 操 室

(4) 入 札 書 の 提 出 方 法

5 の (3) 記 載 の 入 札 場 所 に 持 参 す る も の と す る。た だ し、持 参 で き ない と き は、4

- に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 金額脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から7日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

